

新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方
(補足資料)

平成30年10月10日
消費者庁

目 次

(義務表示)	
1 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていない理由	・・・ 3
2 「遺伝子組換え不分別」の対象	・・・ 4
3 分別生産流通管理を行っていないとうもろこしを使っている場合、 「遺伝子組換え不分別」ではなく、「使用しているとうもろこしは、 遺伝子組換えのものと分けて管理したものではありません。」などと 表示することの可否	・・・ 4
(任意表示)	
4 遺伝子組換え食品の任意表示制度の概要	・・・ 5
5 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合の 表示方法	・・・ 6
6 「遺伝子組換えでない」旨の表示の表示方法	・・・ 7
7 事業者による第三者分析機関における検査の要否	・・・ 8
8 事業者による分析依頼先	・・・ 9
9 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示に、「IPハンドリ ング」という表現を使用することの可否	・・・ 10
(その他の表示)	
10 「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました。」という表示の可否	・・・ 10
(監視)	
11 遺伝子組換え表示の監視	・・・ 11
12 不適正表示への措置	・・・ 12

(義務表示)

1 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていない理由

1 表示義務の対象となる遺伝子組換え食品の品目については、平成9年から平成11年までの2年余りにわたり、消費者、生産・流通業者及び学識経験者からなる食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会において議論した結果、科学的・技術的な観点から、表示の信頼性及び実行可能性を確保することが重要であるとの観点から、組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の技術によっても検出できない油やしょうゆ等の食品については、表示義務の対象外とされたところです。

2 そして、遺伝子組換え表示制度が導入されて約15年が経過し、制度を取り巻く環境が変化した可能性があったため、消費者庁において、平成28年度に、①分別生産流通管理等の実態調査、②科学的な表示対象品目の検証、③消費者意向調査などの調査を行いました。その結果を踏まえ、平成29年4月から「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、10名の委員によって遺伝子組換え表示制度の在り方が検討されました。この検討会においても、消費者のニーズ、事業者の実行可能性、行政の円滑な制度運営など様々な方向から表示義務対象品目について検討されましたが、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、引き続き科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があるとして、組み換えられたDNA等が検出できない油やしょうゆ等の食品は、表示義務の対象外のままとりました。

なお、消費者庁では、表示義務の対象品目については、組み換えられたDNA等の検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしていますが、検討会の報告書（「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」（平成30年3月28日））でも、現在は表示義務対象外の品目であっても、再現性ある組換えDNA等の検査法が確立されれば、表示義務対象品目に追加することが適当であるとの方向性が示されました。

2 「遺伝子組換え不分別」の対象

生産、流通又は加工の全部又はいずれかの段階で遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けずに管理した原材料を使用している場合には、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨を表示します。

また、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて管理していたとしても、意図せざる遺伝子組換え農産物の一定の混入を超えている場合には、適切な分別生産流通管理がなされたとはいえ、「遺伝子組換え不分別」である旨の表示が必要です。意図せざる「一定の混入」とは、大豆及びとうもろこしについて、混入率5%とされています。

3 分別生産流通管理を行っていないとうもろこしを使っている場合、「遺伝子組換え不分別」ではなく、「使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えのものと分けて管理したものではありません。」などと表示することの可否

分別生産流通管理をしていない原材料を使用している場合には、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨を原材料名の次に括弧書きで表示することが必要となります。

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）では、このことを表す表現として「遺伝子組換え不分別」という文言が示されていますが、これは一例であって、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨が分かる文言であれば構いません。

また、一括表示の原材料名欄に「遺伝子組換え不分別」と表示した上で、枠外に、「不分別」とは遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していないことを意味している旨の説明書きを付すことは、消費者に情報を正しく伝える手段として有効であると考えます。

(任意表示)

4 遺伝子組換え食品の任意表示制度の概要

1 遺伝子組換え表示の義務対象となる8種類の農産物及びこれを原材料とする33加工食品群における任意表示

遺伝子組換え表示の義務対象となる8種類の農産物及びこれを原材料とする33加工食品群のうち、遺伝子組換え農産物の混入を避けるため、適切に分別生産流通管理が行われた農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

ただし、任意で適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることができます。また、適切に分別生産流通管理が行われ、さらに遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がないことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、任意で「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示をすることができます。

2 33加工食品群以外の加工食品（油やしょうゆなど）における任意表示

油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。

ただし、任意で遺伝子組換えに関する表示をすることは可能です。この際、特に「遺伝子組換えでない」旨を表示する場合には、どのような原料を使用しているかについて、分別生産流通管理の証明書を保有するほか、例えば、第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考えます。

5 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合の表示方法

- 1 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示は任意ですが、表示する場合は、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従う必要があります。
- 2 一括表示事項欄外に表示する場合は、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示してください。

(例)

「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」

「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等

- 3 一括表示事項欄に表示する場合は、原材料名の次に括弧を付して、一括表示事項欄外に表示する場合と同様に、分別生産流通管理を行っていることが分かるように表示してください。

(例)

「とうもろこし（分別生産流通管理済み）」

「大豆（遺伝子組換えの混入を防ぐため分別）」 等

遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」）は、不適正な表示となります。

- 4 なお、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。

6 「遺伝子組換えでない」旨の表示の表示方法

- 1 「遺伝子組換えでない」旨の表示は任意ですが、表示する場合は、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従う必要があります。
- 2 一括表示事項欄に表示する場合は、原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでない」等遺伝子組換え農産物の混入のない非遺伝子組換え農産物である旨を表示します。
一括表示事項欄外に表示する場合も、一括表示事項欄に表示する場合と同様、遺伝子組換え農産物の混入のない非遺伝子組換え農産物を使用している旨を表示してください。
- 3 なお、食品表示基準別表第17に掲げる農産物以外の農産物及びこれらを原材料とする加工食品については、当該農産物に関し、遺伝子組換えでないことの表示を禁止しています。

7 事業者による第三者分析機関における検査の要否

- 1 原材料名の次に括弧を付して、又は、一括表示事項欄外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。
- 2 遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法としては、以下の場合が有用ですが、行政の行う科学的検証において、使用された原材料に遺伝子組換え農産物を含むことを確認した場合は、不適正な表示となります。
 - ① 生産地で遺伝子組換えのものとの混入がないことを確認した農産物を袋等又は専用コンテナに詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していることが証明されていること
 - ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されていること
 - ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、遺伝子組換え農産物が含まれない旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

8 事業者による分析依頼先

事業者において分析を行うかどうかはその自主性に任せており、特定の分析機関を指定するものではありません。「食品表示基準について」（平成30年9月21日消食表492号消費者庁次長通知）の「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」を用いた検査を実施している民間の分析機関に依頼しても構いませんし、自社の設備で対応可能であれば、自社で分析を行っても構いません。

ただし、分析機関に対しては、分析結果の信頼性の観点から、用いられている検査法や業務管理体制などを確認しておく必要があると考えます。業務管理体制について参照されるものとして、食品衛生検査施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条に規定する検査施設をいう。）における検査等の業務管理に関する通知である「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成9年1月16日衛食第8号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）の別紙「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」、又はJIS Q 17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」が挙げられます。

なお、第三者分析機関や自社で行った分析の結果問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証において、使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、「遺伝子組換えでない」という表示は、不適正な表示となります。

9 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示に、「IPハンドリング」という表現を使用することの可否

IPハンドリングは、Identity Preserved Handlingの略ですが、「IPハンドリング」では消費者に分からないおそれがありますので、日本語で適切に分別生産流通管理を行っていることが分かるように表示してください。

(その他の表示)

10 「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました。」という表示の可否

このような表示を一括表示事項欄外に表示する場合は、事実に基づいた内容であれば禁止されるものではありませんが、消費者の誤認を招かないように注意する必要があります。このような表示はいわゆる広告に該当し、その内容が消費者の誤認を招くか否かについては、社会通念に照らして判断されることとなります。食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合にのみすることができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、分別生産流通管理された飼料で肥育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で肥育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

(監視)

11 遺伝子組換え表示の監視

1 遺伝子組換え食品の表示の監視及び検証のうち、適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示（任意表示）、又は、原材料名だけ表示しているものについては、その原料となる大豆やとうもろこしが分別生産流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認を行います。この確認ができなければ、分別生産流通管理が十分になされていないこととなり、「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があります（義務表示）。

なお、このように、遺伝子組換え食品の表示の監視は、書類の確認（社会的検証）を基本に、これに先立って、科学的検証の手法で対象を絞り込むなど、社会的検証と科学的検証を組み合わせ実施しています。

2 「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意表示）については、その原料の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原材料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。

12 不適正表示への措置

- 1 5%を超える遺伝子組換えのものの混入があることが判明した場合には、適切な分別生産流通管理が実施されていないおそれがあります。
- 2 大豆やとうもろこしについて、適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示（任意表示）又は原材料名だけを表示しているものは、分別生産流通管理が適切に行われた前提の上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理の実施を確認していないが結果として遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があり、「分別生産流通管理済み」という表示は不適正な表示であるといえます。このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝票、分別流通の実際の取扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講じることとなります。
- 3 「遺伝子組換えでない」旨の表示にあっては、分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含まれていないことが必要になりますが、行政が行う科学的検証において、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講じることとなります。